

平成 17 年度 第 6 回規制改革・民間開放推進会議 議事録

(本議事録は、議事概要を兼ねるものである。)

1 . 日時 : 平成 17 年 7 月 14 日 (木) 14 : 00 ~ 15 : 30

2 . 場所 : 永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室

3 . 出席者

(委員) 宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、草刈隆郎総括主査、八代尚宏総括主査、黒川和美、志太勤、白石真澄、南場智子、原早苗、本田桂子、安居祥策各委員、安念潤司、福井秀夫各専門委員

(事務局) 林内閣審議官、田中規制改革・民間開放推進室長、河市場化テスト推進室長、井上参事官、櫻井参事官、栗原参事官、檜木参事官、岩佐企画官、原企画官、丸山企画官、菱沼企画官

4 . 議事次第

(1) 経団連要望について

(2) 中間とりまとめについて (案文審議)

5 . 議事概要

宮内議長 それでは、定刻でございますので、ただいまから第 6 回目の「規制改革・民間開放推進会議」を始めさせていただきます。

本日の会議は、委員のうち 11 名、それから専門委員 2 名の御出席をいただいております。

まず最初に、本日から事務局に新たなメンバーとして「市場化テスト推進室」に栗原参事官が加わられましたので、ごあいさつをいただければと思います。

栗原参事官 ただいま御紹介に預かりました栗原でございます。

今、大きな課題であります政府の効率化に取り組めるということで、非常に意気に感じております。微力ではございますが、直前までありました OECD の 3 年間の経験なども生かしまして、皆様のお役に立てるよう頑張っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

宮内議長 ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

本日も前回に続きまして、中間とりまとめの案文について御審議いただきますが、その前に、先月受付が行われました規制改革・民間開放集中受付月間におきまして、日本経済団体連合会から約二百五十項目に及ぶ要望をちょうだいしております。

そういうことで、本日は経団連の立花専務理事にお越しをいただいております。その御要望の内容等につきまして御説明をいただき、そして委員の皆様方と意見交換をさせていただくということをお願いいたします。このセッションにつきましては、公開という形にさせていただいております。

御多忙のところ、立花専務理事におかれましてはおいでいただきましてありがとうございます

いました。

それでは、まず御説明をちょうだいできればと思います。よろしく願いいたします。

立花日本経団連専務理事 経団連の立花でございます。

本日は、本当にお忙しい中、私ども経団連の考え方を説明させていただく機会をいただきまして、本当にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

それでは、よろしく願い申し上げます。

私ども経団連の規制改革要望につきましては、政策提言に相当します総論の部分と、個別の要望の項目と2本立てで構成されておりますが、個別の240余りの項目の要望につきましては、既に6月の「あじさい月間」に提出させていただいておりますので、詳細は時間の関係で省略させていただきます。

本日は、「規制改革・民間開放推進会議」が現在取り組まれておられます課題の中で、私どもから見まして最も重要な「市場化テスト」の本格導入に対する経団連の考え方を中心に若干の私見も交えながら、ご説明申し上げます。今日、お手元に合計3種類の資料を用意させていただいておりますが、一番上のA4縦の1枚もの、このレジュメを基に私どもの考え方を御説明させていただき、皆様方の御議論の参考に供したいと考えております。

まず「市場化テスト」は、釈迦に説法でございますけれども、これまで官が独占してきた公共サービスの分野に、初めて競争原理を導入することによりまして、公共サービスそれ自体の必要性、あるいは効率性を不断に見直していく、行政改革の新しいメカニズムに当たるのではないかと考えられまして、そのことがスリムで効率的な政府の実現につながることを期待できると考えております。

また、その結果として民間にとりましても、大きなビジネスチャンスが到来することが期待されるわけですが、私どもこの問題については、何よりも重要なことは、独禁法でいうコンテストブル・マーケット・セオリーというのがございますけれども、若干それに似た考えですけれども、官に絶えず競争という緊張感を与えることが、この制度を構築する上で一番大事な点ではないかと考えております。

従来は、なかなか進まなかった事務・事業の見直しが行いやすくなるということも考えられますし、また肝心の官にとりましても、自らの存在意義をアピールする機会にもなるのではないかと考えております。

既に本年度から3分野、8事業のモデル事業が実施されております。この点に関連しまして、「市場化テスト」の本格的な導入は、こういったモデル事業の結果を十分に検証してから検討を行うべきではないかという御意見もあるわけでございますが、むしろ私どもは、こういった法的な枠組みが未整備であることによりモデル事業自体が、いろいろ構造的な問題をはらんでいるのではないかと考えております。

具体的に申し上げますと、第1に、モデル事業の対象が法改正を伴わなくても可能な事業だけに限定されてしまっているという点でございます。

第2は、官と民の競争入札を実施する仕組みが未整備で、言わば官が参加しない民のみ

の入札になったために、本来の官と民の間での競争入札という趣旨を占うための試行的な取組みが十分行われなかったという点がございます。

3番目の問題点としましては、法制度に裏づけられました強力な権限を有する公正・中立な第三者機関が存在しておらないことから、官業の情報公開、ディスクロージャーが不十分になるなど、言わば官主導の入札となってしまったのではないかと考えられます。

こういった点を考えますと、現在行われておりますモデル事業には限界がありますので、早急に制度の本格的な導入を進めていただきまして、その上で必要に応じて改善を図っていくという考え方を取るべきではないかと考えられます。

そこで、私ども今回の提言では、スピード感のある改革を実現する観点から、2006年度、来年度からの本格導入に向けて、できるだけ早く「公共サービス効率化法案」、「市場化テスト法案」でございますけれども、これを策定していただきまして、次期の通常国会に御提出いただきまして、早期に可決、成立を目指すことを是非お願いしたいと考えております。

その際、これから申し上げます4点ばかりにつきまして、是非こちらの推進会議におかれましては十分御配慮いただければと考えております。

第1点は、「市場化テスト」法案の早期策定に関わる問題でございます。「市場化テスト」の本格的導入に当たりましては、予算あるいは定員の要求からそれらの査定に至るプロセスと密接に連携を図る必要があるわけございまして、その意味で、次期通常国会の早期に予算関連法案として提出することを是非目指していただきたいという点でございます。

そのためには、逆算しますと、9月に開催予定の「規制改革・民間開放推進本部」におきまして、法案の骨子を本部決定していただくことが必要ではないかと考えられるわけでございます。

その意味で、今月末に推進会議がまとめられる御予定と伺っておりますけれども、中間とりまとめにおきまして、こうしたスケジュール感を考慮していただきまして、「市場化テスト法」の内容について十分書き込んでいただけないかなと考えております。

実は「市場化テスト」につきましては、言葉あるいは意味がよくわからないという話もよく聞かれるわけでございます。しかし、私どもから見ますと、名称とかそういうことが問題なのではなくて、民間にとってみますと「市場化テスト」の導入によりまして、一体政府がどこまで何をやるのかというのは実はよくわからないという点の方が問題ではないかと思っております。

その意味で、是非中間とりまとめにおきましては、こちらの推進会議が目指すものと、それから関係の各府省の考え方にどういう違いがあるのか。もし、違いがあるとすれば、その論点は一体何なのかといった点につきまして、是非対比が可能となるようなものを作成いただいた上で、広く公開していただければと考えております。

それから、法案と関連して2番目の点は、法案に盛り込む内容の問題でございます。「市

場化テスト法」は、言わば民間からの提案に基づくすべての国、これは独立行政法人も含めておりますけれども、こういった国等の事務・事業を対象に一定の手続にのっとりまして、官と民が対等に競争入札を行うことを法的に担保するものであるべきではないかと考えております。

そのためには、当然のことながら各省任せということではなくて、総理のリーダーシップの発揮によりまして、内閣主導の下に、1つは官でなければ当該事務・事業を実施できないとする個別法の見直しなど関連した規制改革の推進の問題。

2つ目は、徹底した官業の情報開示を通じた、官と民との競争条件のイコールフットイングをどうやって実現するかという点。

3つ目は、すべての実施のプロセスの監視あるいは情報開示などを行う、民間有識者を主体とする強力な第三者機関の設置の問題、こういった点を是非法律で規定しておく必要があるのではないかと考えます。

なお、「市場化テスト」だけにとどまらず、当然のことながら不要な公共サービスの廃止、あるいは民営化、あるいは民間譲渡等を含めた幅広い民間開放につながる法律案とすることが望ましいといった御意見もあろうかと思いますが、包括的な法律を目指す余り、私どもとしては「市場化テスト」自体の本格実施が遅れることは避けていただきたいと考えております。

あくまで「市場化テスト」の来年度からの本格実施を是非最優先課題として取り組んでいただきたいと考えております。

それから、民間開放すべき事務・事業につきましては、住民に身近な公共サービスを提供している地方自治体に多く存在していると考えられますので、ある意味では国以上に進んでいる自治体も多いわけでございますけれども、こういった先進的な地方自治体によりまして自発的な「市場化テスト」導入の取組みを可能とするような条件整備も大事ではないかと考えます。

それから、お願いしたい点の第3番目は、権威ある強力な第三者機関の設置の問題でございます。入札対象となります事務・事業は、言わば民間からの提案が基本となりますことから、民間事業者にとりまして提案が行いやすく、中立・透明・公正な競争条件が確保される必要があると考えております。

そのためには、繰り返しになりますが、コストを含めた官業の業務あるいは資産の調査、査定と徹底した情報の開示、それから、実施プロセスの監視を行う中立で高度な専門知識を有する第三者機関を設置することが不可欠だと考えております。

この第三者機関につきましては、民間から見ますと、官と民の競争入札が単なる価格競争に陥ることのないように、事務・事業の効率化あるいはサービスの質、こういった面からの評価を行っていただくなど、複雑あるいは専門的な実務を行うことに加えまして、高度な経営マインドが求められますことから、民間企業の経営に携わっておられる企業経営者などを始めとする民間有識者主体の組織とすることが適当ではないかと考えております。

当然のことながら、専門的な技能ということで、弁護士あるいは公認会計士など実務の専門家につきましても、広く積極的に登用することも大事ではないかと考えております。

それから、こういった第三者機関のメンバーをサポートする事務局の存在も非常に大事ではないかと考えております。是非、事務局につきましては、官民を問わず優秀なスタッフを集めていただきまして、適切な制度運営が行えるような環境を整備する必要があると考えております。

お願いしたい点の4番目でございますが、公務員の処遇の在り方の検討でございます。

公務員の処遇の在り方につきましては、これは何も「市場化テスト」の固有の問題ではなくて、言わば官業全体の民営化、あるいは行革全般にわたる課題ではないかと考えられます。

現在、いろいろとこの点につきまして御検討されておられると伺っておりますけれども、私ども今回の経団連の提言では、1つは府省間を超えた配置転換を円滑にしていく仕組みをどうやってつくるか。

2つ目は、公務員の中でも意欲ある皆様が、落札した民間事業者で活躍することを可能とするような関連制度の改正といった2点を御提案させていただいております。

その観点から、私どもとしましては、国全体として有為な人材を有効活用するという観点から、例えば官民交流制度の見直し、あるいは公務員の再就職規制の在り方などを含めまして、政府の関連の部門とも是非御連携をいただきまして、御検討いただければと考えております。

本日、こちらに伺うということで、改めて3月末の3か年計画の改定の箇所、あるいは昨年12月のこちらの推進会議がとりまとめた第一次答申などを読ませていただいたわけですが、法案の骨子そのものにつきましては、既に相当前からでき上がっているのではないかと感想を持った次第でございます。

6月の「あじさい月間」に経団連からも官製市場の民間開放について幾つか出ささせていただきました。そういった点を含めまして、全部で130項目を上回る「市場化テスト」関連の提案が寄せられたと伺っておりますけれども、こういった民間からの提案に端的に表わされておりますとおり、「市場化テスト」に対する民間事業者のニーズは相当高いものではないかと考えております。

その意味で、宮内議長を始めとする推進会議の委員の皆様におかれましては、是非来年度からの「市場化テスト」の本格導入の実現に向けまして、なろうことならば9月の政府決定、それから早期の法案策定に向けまして、なお一層の御尽力を賜われれば幸いと考えている次第でございます。

なお、経団連では、今回は規制改革全体の要望といたしまして、「市場化テスト」の問題のほかに、集中受付月間制度の改善など幾つか提案させていただいておりますが、それらの概要につきましては、資料の2番目に、A4の横書きの資料の2ページ目に月間の制度の改善について、民間の立場から幾つか提案させていただいておりますので、後ほどお

目通しいただければと思っております。

それから、240 余りの個別の要望項目につきましては、冒頭申し上げましたとおり、詳細な説明は省かせていただきますが、全体概要の3ページ目をご覧ください。今回は247の要望を6月のあじさい月間に提出させていただきました。3ページ目の分野別項目数の上のところに新規の項目が内訳として書かれておりますが、新規の要望が121ということで、全体の半分近くを占めておりまして、その意味で私どもは依然として企業の現場から見ますと、規制改革に対する根強いニーズがあると考えております。

そういう意味では、是非この推進会議におかれましても、こうした個別の、言わば実需に基づく規制改革の実現につきまして、引き続き御尽力をいただければ大変ありがたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。 宮内議長 ありがとうございます。それでは、意見交換をさせていただきたいと思っております。どうぞ、委員の皆様方、御自由に御質問、御意見等ございましたらお願いします。 どうぞ。

八代総括主査 どうもいつもお世話になっておりまして、また、本日は非常に力強いメッセージをいただきましてありがとうございます。我々としても全く考え方は同じでございます。是非共同してやっていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願い申し上げます。

特に我々も重要と考えておりますのは、公務員の処遇の在り方ということでありまして、これは公務員法自体が本来やるべきことがやられていないという問題があるわけです。これに限らず「市場化テスト」をやってみて感じることは、本来やられるべき改革が進まないために、結局それが「市場化テスト」をスムーズに行うための弊害になっているという面もあるわけでございます。

そういう意味で、公務員制度改革につきましても、引き続き「市場化テスト」とは離れても、経団連の方のさまざまな御提言等もよろしく願いしたいと思っております。

以上でございます。

立花専務理事 ありがとうございます。

宮内議長 志太委員、どうぞ。

志太委員 民間要望集中受付月間の主査をしております志太でございます。経団連からは、立花常務理事をはじめとする皆様のご尽力により、いつもたくさんのご提案をありがとうございます。実際、今回の「あじさい」要望の4分の1は経団連からのものです。引き続き、今秋の「もみじ月間」でも、ご協力を賜りたく思います。

また、先ほど御指摘のあった集中受付月間の制度改善については、ご指摘の4項目につきまして、さっそく内部で打ち合わせを行い、ご意向に沿うような形で検討したいと思っております。経団連からは骨太の規制改革要望をたくさんいただきましたが、特区提案はありませんでした。特区については、経団連としてあまり考えておられないということでしょうか。

立花専務理事 今回の志太委員の御質問ですけれども、私どもといたしましても、考えていないわけではございません。特区につきましては、特区推進室の方々との連携で説明会をやらせていただいたり、あるいは経団連の奥田会長が前の金子大臣のときから、是非経団連にも協力してもらいたいというお話がございましたので、機会を見て役員会の場で説明させていただいたり、あるいは全国各地に私ども経団連の会長、副会長の方々がお邪魔する機会が年1回それぞれありますけれども、そういった場でも地域の方々にアピールさせていただいております。しかし、経団連本体の会員企業の方からは実は少ないというのは事実でございます。

それは恐らく、むしろ特区というものはその地域その地域でいろいろ根を張って活躍されている、言うならば地場の企業といたしましうか、まさにこれがないと自分たちは商売をやっていけないんだと、何とかしたいんだと考えておられるところにニーズがあると思います。そういった切実感が志太委員が会長をされておられるニュー・ビジネス協議会連合会で非常に盛り上がってきているのは、やはりそういうところにあるのかなと存じます。

経団連の会員企業はどちらかといいますと、グローバルに国の内外両方見ているといった違いもあるかもしれません。ですけれども、おっしゃったとおり工場などは、製造業の国内回帰という問題がありますけれども、現にその地域の存在を抜きにした活動はできないわけですから、地域によっては提案されるところもありますけれども、正直申し上げて、数としては少ないというのは事実でございます、引き続きもう少し我々も努力する必要があるかなと思っております。

志太委員 どうも有難うございました。確かにおっしゃる通りです。私ども日本ニュービジネス協議会連合会では、内閣府の協力を得て、今年初めて全国各地でキャラバンを実施したのですが、地方の経営者の参加者が多かったせいか、全部で53件の提案のうち半分以上が特区に関するものでした。特区提案が多いのは、私どもニュービジネス協議会の特性ではないかと考えています。私どもも、これからは経団連のように骨太な全国規模の規制改革を提案してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

是非、秋の「もみじ月間」のご提案もよろしくお願ひします。立花専務理事 ちょっと追加で申し上げますけれども、これまでこういった特区とか、規制改革について比較的関心の薄かった農業分野のことです。たまたま大手町でも農業団体と道路を隔てているものですから、できるだけ緊密に意見交換をして、彼ら農業サイドも、まさにのるか反るかということで、懸命な彼らなりの努力をされているということで、是非こういった規制改革について、私どもの経験を伝えて、こういうフォーマットで、こういうやり方でやっていますと申し上げました。

是非、国との関係で、農業の現場から困っている事例を特区の形でも結構でしょうし、あるいは全国区レベルの規制改革でもいいでしょうし、そういった提案をされたいかがですかということで、何回か御説明したり、意見交換をして、彼らの方も昨年はそういっ

たことで取り組んだと言っていました。その辺につきましても、個別のテーマも多かったということで、個別の役所に持ち込んでいろいろ話をされたと伺っておりまして、我々も是非、ある意味では裾野を広げるような点について、これからも協力させていただきたいと思っております。

宮内議長 よろしゅうございましょうか。ただいま大変力強いお話をいただいたように思います。いただきました要望の多くが当会議の目指します方向と一致しております。

また、私どもも「市場化テスト」ということにつきまして、早期に本格的導入をするべきという考えでございます。それにつきましても同じ御要望をいただいていると。

そういうことを受けまして、私ども引き続き「市場化テスト」の制度整備の作業を精力的に進めてまいりたいと思います。

今後、我々事務局と当会議ワーキンググループが一体となりまして、関係各府省との折衝を行うという一番難しい作業が始まるわけでございます。経団連のおっしゃっておられます方向に向けまして、私どももできるだけその実現に向けて頑張りたいと思います。引き続き当会議の活動に対しまして、御理解、御協力を賜わりたいと思います。

本日は、御多用のところおいでいただきまして、本当にありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

立花専務理事 どうもありがとうございました。

(立花日本経団連専務理事退室)

(報道関係者退室)

宮内議長 それでは、続けさせていただきます。これから内部だけの会議ということで、ここ何回かの会議で続いております中間とりまとめの審議に移ります。

お手元の資料「中間とりまとめ(案)」をごらんいただきたいと思います。

これは、前回の審議等を踏まえまして、各主査を中心に内容を更に精査していただきましたものでございます。

本日も内容につきまして一通り御説明をいただきました後、意見交換を行います。説明は案文に沿いまして、担当主査から前回からの変更点を中心に簡潔にお願いしたいと思います。

いつものとおり、主査が御欠席の場合は、事務局よりお願いいたします。なお、案文及び議事要旨につきましては、前回に引き続き、当分の間非公表とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、いつものとおり中間とりまとめの決定・公表に当たって、それから「市場化テスト」等及び官業の徹底的な民間開放、それから生活ビジネスインフラ、個別分野という形で1人1つのテーマにつき3分くらいでお願いできればと思います。

それでは、中間とりまとめの決定・公表に当たって、これは原さんからお願いいたします。

原企画官 それでは、表紙と目次に続いて「Ⅰ.『中間とりまとめ』の決定・公表に当

たって」というものがございまして、こちらの方をごらんいただければと思います。

これにつきましては、本日初めてお示しをするものでございまして、今の段階では、まだ事務局案というものでございます。今後、これをごらんいただいて、適宜御担当の分野を中心に御意見をちょうだいして、最終版に仕上げていきたいというものでございます。

冒頭のところは、本年3月に決定をいただいております、当会議の運営方針に沿いまして、第2パラグラフ、第3パラグラフの整理をしております。

すなわち「行政部門の徹底した効率化・コスト削減」。それから「国民負担の軽減・民間部門の需要創出」を重視していくということと、具体的には各ワーキンググループでお進めをいただいております検討テーマを掲げております。

1ページ目の真ん中以降は、後ほど御説明がございまして。本文の問題意識あるいは具体的施策の幾つかの事例を紹介する形で、要約版という形になっておりますので、これは後ほどお目通しをいただきまして、適宜御修正をいただければと思っております。

3ページ目でございますけれども、要約の最後「4. 年末の答申に向けて」ということで、まず4番の第1パラグラフでございますけれども、別紙に当会議の見解と関係府省の意見、これを対比させる形で添付をいたします。本日段階で、まだこれは付いておりませんけれども、後の作業でこういったものを最後に付けるつもりでおります。それによって論点を明らかにしていこうということでございます。

その次は、当会議としては関係の本部等々と連携をして、引き続き調査・審議を進めるということと、それから資料請求あるいは公開討論などの権限・機能を使って最終的にその成果を答申に反映していくということをお述べております。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは「市場化テスト」を八代主査からお願いいたします。

八代総括主査 「市場化テスト」は1ページからでございますが、その前にこの部分だけ個別の詰めが残っておりまして、配付が遅れましたことをお詫びいたします。

前のところはほとんど同じでございますので、9ページを見ていただきたいと思います。が「(3)市場化テストの本格的導入に向けた今後の取組」というところでございます。

この辺りがかなり精査されまして、「市場化テスト」の基本的構成とか、目的というところでございますが、そこにありますように「公共サービス効率化法(市場化テスト法)(仮称)」というのは、第1に民間提案等を勘案した公共サービスというものを、第2に内閣主導による一定の手續に沿って、第3に官民が対等な競争入札を行うことを、第4に法的に担保するという形で、一つひとつが重要なポイントであるということを示してございます。

10ページの方でありますけれども、基本方針というものがかぎになるわけですが、「『基本方針』に関する事項」というものは「『第三者機関』の議を経て、閣議の決定を求め、決定後速やかに公表する」ということで、第三者機関というものが今後あちこちに

出てきますけれども、各省のさまざまな行動に対して議を経てという形で関与してくるということでございます。

それで、その下に a、b、c とありますが、a というのが「官民競争入札の対象とする公共サービス及びこれに伴い講ずべき措置（関連する規制改革等）」というのがございますが、この等というのは競争条件の均一化ということを書いているわけでありまして、

b として「不要な公共サービスの廃止」。

c として「公共サービスの不断の革新実現するためのその他の措置」。自発的な廃止とか、自治体関連のものとか、そういうものを考えているわけでありまして。

それで「ウ 官民競争入札の実施に関する事項」という形で、とにかく第三者機関というものがあらゆることについて関与していくということを明示しております。

それで「エ 規制の特例措置に関する事項」というのが次の 11 ページに書いてあるわけですが、こういう官民競争入札をするに当たっては、当然ながら民間が参入することを阻んでいる規制の特例というものをちょうど特区法と同じように抜く必要があるわけで、それと一体的にやる必要があるということをもう一度整理しております。

それから、ポイントとなるのは 14 ページでありまして「(4) 今後のスケジュール」というところがございます。

これについては、今、立花理事からも強い要望をいただいたわけございまして、9 月の「規制改革・民間開放推進本部」というのと、12 月の本会議の第二次答申、それから 2 月の予算関連法案として提出するための閣議決定というところが 3 つの大きな節目であるわけでございます。

この具体的な中身といたしましては、これは 9 月と言わずに、既に 7 月、今月からでも個別の「市場化テスト」のモデル事業の中身を詰めていく、各省と交渉することによって 1 つでも多くの「市場化テスト」の対象となるものを固めていくという作業を始めます。

これは同時に「あじさい月間」で要望があったものも含むわけでございますが、そうした個別の事業というものをできるだけ多く、それから、今、立花理事からお話がありましたような骨子といいますか、「市場化テスト法案」の基本的な考え方というのを盛り込んだ法案の骨子、あるいは基本的考え方という形で 9 月に開催される「規制改革・民間開放推進本部」において決定していくということ想定しているわけでございます。

ただ、具体的な中身については、口頭で示すのみにとどめておりまして、文章で書くというのは、さまざまなマターがいろいろありますので、口頭でございますが、中身はそういうことでございます。

12 月の本年度の第二次答申における対象事業というものを決めるわけでありまして、それについては、先ほど言いましたように、個別に、特に 12 月を待たなくても決められるものは、できるだけ早く決めていくということでありまして。

繰り返しになりますが、とにかく予算関連法案として 2 月までに提出するということが、「市場化テスト法」で最も大事なことでございますので、これに向けて進めていくという

ことを中間答申では明記しているわけでございます。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。

次に、官業の民間開放の推進、それから規制の見直し基準の作成等の2件につきまして、鈴木主査、それから原主査、お願いいたします。

鈴木議長代理 それでは、「2.官業の民間開放の推進」から御説明申し上げます。これは繰り返し申し上げておりますので簡単に言います。

これは、昨年度やりましたものの今年度版でして、ジャンルとしては3つに分けられる。1つは、国自身が実施している事務・事業の民間開放の問題。もう一つは、行政代行法人等がやっている事務・事業の見直しの問題。更に、もう一つは独立行政法人。この3つのジャンルがあるわけでして、1、2のジャンルで一応候補に挙げておりますものについては、ヒアリングを終了しております。勿論、これから更に追加して取り上げるものはまた別ですが、一応の一次候補についてヒアリングを行っております。

3番目の独立行政法人については、これは「市場化テスト」とも深く関連しておりますので、共同作業にしたいということで、今後取りかかっていくことにしております。

私どもは昨年度は昨年度に見直し期間が来たものについて取り上げて、民間開放について幾つかのものについて提言したわけですが、今年度は今年度見直し期間の来るものについて、約二十四法人を中心にして、その中からの幾つかを抽出して、これを個別に取り上げて民間開放の筋道を付けていきたいと考えております。これは、繰り返して言っておりますが、「市場化テスト」が行われるに当たっての前さばきの意味合いを持っているわけでして、ここで民間開放をお約束いただいて閣議決定されたものは、もはや候補者が現れたときには、もう一回繰り返してそれは官でなければならないということは、できないという仕組みですから、そういう意味合いで「市場化テスト」と深く関連し合いながらやっていく問題だと思っております。それが「2.官業の民間開放の推進」です。

次は「3.規制の見直し基準の策定等」でして、これも最初はなかなか難しくよくわからないという声もありましたが、大分整理したつもりですが、なおブラッシュアップしていきたいと思っております。

言わんとしていることは何かというと、行政が行います各種の規律、規制のたぐいについて、法規命令というものと行政規則というものに、まず2つに大きく分ける。法規命令というのは、法律に基づく政省令だとか、あるいは外局規則などを指しまして、これらが法律的な効力を持つのは当然のことです。

それ以外のものを行政規則と言っているわけでして、その行政規則を2つに分けます。

もう一回言いますと、いわゆる法規命令が拘束力を持つというのは、これは法律に基づくものですから当然であるということ。しかし、その他の分類に入る行政規則については、拘束力は持たないということに、全部が全部できるのかといたら、必ずしもそうはいかないという認識に立っておるわけです。したがって、行政規則という法規命令以外のもの

について、このうちで拘束力を持ち得るものと、持ち得ないもの、この2つに仕分けようという考えです。拘束力を持つものは行政基準と呼ぶというふうに御理解ください。

その行政基準につきましては、基本的には不要な規定は廃止して、必要な規定は行政基準であることを明確化して、これは拘束力がありますというレッテルをきっちり張ることが必要ではないかということです。

それから、当然のことですけれども、行政基準については、内容、手続において極めて透明なやり方をやっていただかなければいけないということです。

内容についていえば、法令に定めた内容を超える、あるいは法令に反するがごときものは、これが行政基準たり得ないということは言うまでもないわけです。

例えば、医療の分野における直接審査・支払いというのは、保険者の権能であるということになっておりますが、それを、現在、厚生労働省の通達においては、医療機関が合意したときという条件を加えているわけです。これは、保険者の権能であるということをお否定することになるものであります。つまり、法律に反するものであるということが言えるわけですし、こういうものは行政基準たり得ないわけです。

もう一つ、内容のほかに手続があります。その行政基準をつくるときには、どういう手続でやるのか、例えばパブリック・コメントにかけるとか、あるいはその他のチェック手段というものをきちんとする。そういう門をきちんとしてくぐったものが、これが拘束力を持つものとしてのジャンルの中に入ってくるという考え方です。

それ以外のものについては、これはもとより行政の範囲というのは、多くの分野にわたっており、指導・助言のたぐいがなされていけないわけではないのですから、そういうものは行政指導として行う。ただし、それに対して従うか、従わないかというのは相手方の自由な選択に委ねられると、ここのところをはっきりさせていこうということです。

したがって、行政指導指針のジャンルに入るものについては、従うことは任意であると、例えば通達の中に、これは行政指導指針であります、したがって従うかどうかは相手方皆さんの自由な判断によりますということを明示して明確化していこうというのが1つの目玉になるわけです。

ですから、我々の今後の進め方としては、こういうものを法律論的に要件、効果をはっきりさせて、そしてきちんとした体系として、どれはどこに入るということを外見的にはっきりさせて、その仕分けができるような仕組みを整備するということが1つです。

それと同時に、やはりそれでもわかりにくいということから、現存する多くの通達の中から、これは行政基準的に運用されているが、しかし、これは行政指導であるという事例を拾い出す。

例えば、さっき言った保険者の例が適例ですが、そういうような事例に当たって、この通達は行政基準に形式的には当たるが、法の趣旨に反しているから、行政基準としては認められないということをはっきりさせる。こうして、一つは法律論的な内容、形式における精緻なシステムを作る作業をするとともに、二つには事例を取り上げ、その事例は今

後とも法的拘束力が認められる、あるいは認められない旨を明らかにする。そういう作業を行う考えです。

効能については、この前も申し上げましたが、我々は通達などによる規制について、その改革のため、一生懸命にそれはどうだ、おかしいではないかといっているやっていますが、そのようなことをしなくても、性質上それは行政基準たり得ないということさえはっきりすれば、それは行政指導となるから、したがってその規制には、従うも従わないのも自由であるという形で、相当量の規制改革が整理されていくという世界をつくりたいというのが考え方の基本にあるわけです。

それから、規制の影響分析、R I Aについては、総務省の方で鋭意進めておりますので、その進行状況とマッチングさせながら、私どもとしては、このR I Aというものを今年度の答申においては、各省に義務づけるという方向を目指していきたいと考えております。

最後にもう一つの問題としては、規制に対して存続年限とか見直し期間というものを付ける。これは、例えば何年とするかという問題、あるいは性質によって差を付けるという問題があるかもしれませんが、そういうことをやっていきたい。これが規制の見直し基準の策定の作業の全容です。

以上です。原さん、何かございましたらどうぞ。

原委員 ありがとうございます。なかなか私は勉強しながらというところで、お手伝いできるところまで行っていないので、大変恐縮ですけれども、非常に今、根本的な問題提起というところにかかってきておりますので、是非具体例のところでは何かありましたら、前回同様いただきたいと思っております。

それから、鈴木さん、今回、法曹人口の拡大が新たに付いているので、この説明もお願いできたらと思っております。

鈴木議長代理 済みませんでした。

法曹人口の大幅拡大につきましては、1995年の「行政改革委員会」が、法曹人口の大幅拡大ということを取り上げて以来の問題でして、その後「司法制度改革審議会」というものができたわけですが、これは生みの親はどちらかというところ「行政改革委員会」でしたが、そういう審議会ということでパトタッチをしていったわけです。そしてその具体的なシステムが、今、動き出しているわけです。

動き出していますが、その運用あるいは運営がきちんといくということを見守るとするのは、我々の重要な責務として、また戻ってきているわけです。

基本的なことは、具体的施策の中にも書いてありますが、現在、司法試験合格者を年間3,000名に平成22年にまでに増やすと、現在、1,500名ですけれども、というのが政府目標になっているわけですが、それは終わりではないということです。最終的な目標は、もっと多くするということです。

ちなみに、700名、800名時代には、日本の法曹人口は、世界で最も少ないということで、フランスの4分の1、アメリカに至っては何十分の一というような状況があったわけ

ですが、せめてフランス並みというのが一つの目標であったわけでした、そうしますと、約九千名程度にして約10年かけないと、その線には到達しないということにもなるわけです。ですから、3,000名にする点はこれを前倒しするとともに、その後の拡大を図ってもらいたいというのが第1点です。

第2点は、法科大学院をパスした者に対して司法試験の受験資格を与えるという仕組みになっていますが、当初の構想では、法科大学院卒業者の7～8割は合格させるのだという形で仕組まれていたわけです。どうも3,000名という枠が邪魔をするわけでしょうか、そんなわけにはいかない、もっとずっと少ない割合になるのではないかとということです。

そんなことになりまして、果たして法科大学院というものに、そういう時間を費して、しかも受かるか、受からないかというのもわからずに行くということはあるだろうかということから、当初目標通りにしてくださいというのが第2点目です。

最も重要な点は、法科大学院を出る道というものは、それはそれとして肯定いたしますが、しかし、それ以外の道というもの、つまり予備試験と言っていますけれども、法科大学院のキャリアを通らないで直接司法試験を受ける道をきちんと確保するというように司法改審答申もなっておりますわけでした、それは同等に扱うということになっているわけでした、これは間違いなくやられるのか。ともすれば法科大学院優先ということで、それ以外のルートが入りにくいようにするということになると、法曹志望者は、また昔のように何年かかかって挑戦しなければならないということになりかねないわけです。ですからこのルートをきちんと守る。

そうすることによって、法科大学院の7～8割が通り、更にそれと同等な法科大学院を通っていないルートの者を入れるということになれば、3,000人という目標への達成はできることになり、日本の法曹が充実する。その法曹は、すべてが弁護士になり、検事、裁判官になるわけではない。そういう人たちの中に、例えば会社の経営者になる人も出てくるでしょう。広く法学というものを一つの知識として、あるいは自分の素養としてビジネスあるいは法務をやっていく、そういう社会が規制緩和後の社会の基本的な姿ではないかという認識に立って議論を進めていきたいと考えているわけです。以上です。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、横断的重点検討分野に入ります。

まず、少子化対策、白石主査からお願いいたします。

白石委員 少子化対策は、ページ数で申せば1ページからでございますが、雇用の各論のところを書き込みまして全体を修文させていただきました。

少子化ワーキングのゴールは、1ページ目の中段辺りに書いてございますとおり、男女ともに仕事と育児が両立できるよう働き方の多様化を促進するということと、保育サービスの弾力化を妨げている規制を改革するというところでございます。

また、派生的に現在500万人以上とも言われる、フリーターとNEETを併せて若年人口の雇用問題にも貢献してまいりたいということでございます。

各論は2ページ目以降に書いてございますけれども、例えば「1.労働時間規制の適用

除外制度の整備拡充」というのは、現在、労働時間に関する規定の適用が除外されているのは、監督者とか、管理者とか、あと特定の秘密を保持している業務に関わる者と言われているわけですが、拘束性の弱い働き方こそが育児と仕事の両立を可能にするということで、労働時間規制の適用除外制度、例えば夜残業したら何割増しというような報酬制度がある中では、夜働くということがどうしてもコストになってまいりますし、労働時間規制の適用除外制度の整備・拡充を図ることが1点目でございます。

2点目は、現在の派遣労働をめぐる法律というのは、派遣で働いている人というよりも、むしろ常用雇用者や派遣会社のための法律になっておりますので、これについて抜本的見直しを行います。

具体的には、3ページ目に書いてございますとおり、現在、派遣法の中で定められている26業務以外の自由化業務と言われるものは、派遣を受け入れる期間に制限があるわけですが、こういうものについても撤廃してまいりたいと思います。

また、弁護士や税理士、資格を有しているサムライ業と言われる人たちは、資格者個人がそれぞれ業務委託を行っているともみなされて、労働者の派遣対象ではございませんが、こうしたものを含めて、港湾関係や建設業務、警備、病院における医療関係業務についても派遣業の中で、こうした職種についても拡大してまいりたいと思います。

その他もろもろ書いてございますが、各論に関してはほぼ前回と変わりがございませんので、労働の部分は省略させていただきたいと思います。

5ページ目以降が保育でございます。

保育の主眼は、主に3つでございます。1つは、広く社会全体で分担する仕組みをつくるということです。

2つ目は、利用者の多様なニーズに応えられる保育サービスを実現するということ。

3つ目は、多様な事業者が対等な競争条件の下で切磋琢磨をして、利用者の選択肢を広げるということでございます。

1点目は、現在、保育サービスにおいては、間接契約方式でございます。これによって、利用者の選択が必ずしも実現されるわけではございません。夜間保育とか、病児保育とか多様なニーズがありながら、なかなかこれに参入してこられない。そのためには、直接契約方式を導入して、原則として保護者が保育を希望する時間帯に保育所に直接申し込んで、そして保育時間や年齢保育サービスの内容に応じた料金を自由に設定できるように直接契約方式を導入してまいりたいと思います。

配慮については、低所得者層にはきちんと配慮をしてまいりたいと思います。

2点目は、6ページ目に書いてございますように、育児保険も含めた直接補助方式の導入でございます。

前回もお話ししましたように、公立と民間、認可と認可外の保育所の中で、現在大きな格差が存在しておりまして、競争条件が対等ではございません。また、家でお子さんを見ていらっしゃる方と、保育園に預けていらっしゃる間の中に、公的支援に大きな差がある

ということでございます。

現在、国や地方公共団体が育児支援措置を行っております財源を統合して、そういう公費に加えて、給付と負担の関係が明確な保険料という形で二十歳以上に一定額の負担を求める形で、これは仮称でございますが、育児保険というものも含めた直接補助方式の導入を検討してまいりたいと思います。

最後に保育所の情報公開でございますが、利用者がきちんと選べるという前提として、保育所のサービス内容や契約状況に関する情報公開が徹底されなければいけませんので、こうした情報公開や、定期の立ち入りとか、業務改善命令を出せるような指導権限を自治体に付与するということも検討してまいりたいと思います。

蛇足でございますけれども、これは文科省さんと厚生労働省さんの方で進めていらっしゃる幼保一元化の総合施設についても今後の成り行きというものをきちんと見極めてまいりたいと思います。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは、生活・ビジネスインフラの競争促進。鈴木主査と、菱沼企画官にお願いいたします。

鈴木議長代理 それでは、1、2は神田先生の方でしていただくとして、3番目の「通信と放送の融合等に対応した競争環境等の整備」。

これは、私は再三申し上げておりましたが、かつてと違って、現実に通信と放送との境目がなくなってきたということは、皆さん実感されているところでして、昨今の報道等では、例えば民放がインターネットの世界に出てくるというようなことが言われているわけですし、まさにそういう時代がやってきたといえます。

そうなれば、これまでは通信と放送とはまるで別なものであるかのごとく考えられて、また現実に別なものであって、規制体系も、片や放送法、片や電気通信事業法で規律されており、もろもろの点で違いがあったわけですが、しかし両者が同じコンテンツ、同じハードの上に登場することになれば、新しく競争のためのルールをきちんと構築しないといけないのではないかということ、当然のことだろうと考えております。

今回の中間とりまとめでは、そういう点で我々はいろいろこの問題について検討してまいったわけですが、あえて具体的提言ということは避けて、問題認識という形で検討の方向性を示すことにとどめました。秋以降のステージにおいて、しからばどういう問題をその中から抽出していくのかということについての議論を進めていきたいと考えております。

考え方としては、まず、NHKの問題があります。NHK問題についてはかつて何度も取り上げたことがあります。これはNHKの在り方の問題を含め、それからNHKが受信料というシステムで運営されていくのが妥当か、それとも契約受信料という形でやっていくのが妥当かということは議論され、BSにおいては、デジタル化とともに契約受信料システムにしていくことを検討するように閣議決定がされているところです。

この問題は、NHKのガバナンスをどのように考えて、どういう規律でいくのかと関連します。テレビを買ったら必ずというシステムでNHKが支えられるのか。それともNHKはやはり利用者と契約して、NHKを見たいという希望の人たちに支えられて経営されていくべきなのかという問題を問うているわけで、この問題も1つの論点たり得ると考えているわけです。

その他の問題はここに書いてございますが、例えば現行の親会社、子会社とか関連会社の問題だとか、業務範囲あるいは保有チャンネル数というような問題もあります。それから自由度の問題もあります。そういう問題を含めてNHKの問題について考えていきたいと思っております。

それから、放送と通信の融合につきましても、1つは先ほども申し上げたような状況下で、放送と通信の融合がいよいよ始まるわけです。それに当たって既存の放送は地上波放送でやっているわけですが、それに対して通信事業者はブロードバンド、光ファイバーだとか、ADSLというものでやっているわけです。そして地上波放送は、周波数の制限から現行の5局制度に絞らざるを得ないという点から、どうしても独占形態になってくるといえる問題があるわけですし、この問題を競争促進の観点からどう考えるのか。

総務省に言わせると、放送の免許は5年です。5年経ったらそれはイクスパイアするのです。それから周波数の免許も5年です。5年経ったらお返しいただくことができると言っていますが、現実問題としては、そういうことはなかなか難しいことでしょう。この問題をどう考えるのかという問題があるわけです。

更に、ハード・ソフトの一致原則というのがこれまで行われてきたわけですが、この原則というものは、光ファイバーの発展その他から考えると、これは絶対の原則なのかということ。

例えば、ハードを光ファイバーに放送が一部移っていくということが起こるならば、周波数帯に大きな空きが出てくる。その周波数帯の空きは有効利用できるものであって、この世界は、最近のモバイルの激しい発展を見ますと、無限の可能性を持っていると言ってもオーバーではないと思っておりますが、それは同時に放送者と通信者というものを同じポジションに置くという意味合いを持つわけですし、このような問題についてどう考えるのか。それから、もう一つ大きな問題になるのは、これは通信・放送ともにですが、著作権の問題があります。この著作権の問題というのが、現在、放送の場合で一次利用だけが認められている。一次利用というのは1回使って、そして2回目までは使えるというもの。二次利用というのは、それをその他のメディアに流していく。例えば携帯に流すだとか、あるいは衛星放送に流すということです。

それで、一次利用だけは放送の方では1つルールができていますが、それ以外は、もう一度著作権者と協議しなければいけない。こういう形になると、さまざまな著作権者が現われて、そしてこここのところの整理は非常に難渋しておいて、せつかくのコンテンツの利用に対して大きな支障になっているという問題があるわけです。この問題を考えるに当た

って、著作権の問題は避けて通れないといえます。言ってみたらルールはないわけです。ということで、ルールをきちんとつくっていくということも当然視野に入ってくるでしょう。

その他、まだまだ問題がありますが、そんな問題の中から、どういう問題を取り上げて、どういう融合に対応した仕組みをつくっていくのかということについて、今後関係者からいろいろ話を聞いて勉強して、テーマを決めていきたいと考えており、現時点ではそういう認識を示すにとどめております。以上が放送と通信です。

「4．保安四法における検査の合理化」ですが、これも前回に申し上げましたので、簡単に触れさせていただきます。石油コンビナート等では、消防と高圧ガスと圧力容器ということで、消防庁、通産省、厚労省という3省が同じ機器類に関与しているわけです。これが重複規制の最たるものだというので臨調以来問題になってきたものです。

ヒアリングしてまいりますと、かなりの点では改善されているということでした。特に高圧ガスについては、自主検査に任せているのですが、消防の方はまだそれが十分ではない。圧力容器、つまり厚生労働省の方は、自主検査を認めていないという問題があるわけでした。事業者にとっては、それぞれの役所に対して、それぞれ同じような書類をつくって、そしてあるものは自主検査、あるものはそうではないという問題があり、それがかなり改善された点は認めますが、完全にはなり切っていないという問題があるわけです。

この問題に対して、今年度は一つの解を導き出したいと考えているわけでした、それが保安四法の問題です。

次に、廃棄物の問題に移りますが、基本的には現在の廃棄物処理というものは、不要物というのか、要らなくなったものは廃棄物として燃やさないというのを基本に据えておるわけです。

それに対して、循環型社会形成推進基本法という法律では、できるだけ循環ができるものを優先して、どうしても循環ができないものは適正に処分するというのをうたっているわけですが、現実の実行の面においては、必ずしもそのとおりにはなっていないという点があるわけです。

そういう問題から、廃棄物に対する考え方、いわゆる不要物、ごみだとかそういうものに対する考え方を、まずごみというものを見たら、その中で使えるものがあるのではないかと、再生利用できるものがあるのではないかとという視点で見ると、まず捨てるという目で見るとかというところで大きな違いがあるわけですから、まず使えるものがあるのではないかとという視点で見て、そしてそういうものは積極的に活用する。そして使えないものは適切に処理する。このような仕組みに頭の切り替えができないのかというのが基本的な問題でして、そういうような問題意識に立った上で、廃棄物の定義の見直しとか、あるいは廃棄物の区分、産業廃棄物とか一般廃棄物と言っておりますが、この区分の見直しという問題。

3番目に、再生利用認定制度というのがあって、これは再生を促進するためのシステム

で、よいシステムではあるわけですが、しかし使い勝手はよいのか、あるいは認められていないものがないのかというような点について触れ、更に同じ性状の廃棄物であっても、一般廃棄物を産業廃棄物処理では、施設で処理する場合の特例というのに対して、これに待ったをかける問題があるなど、このようなもろもろの問題があるわけです。更に手続の問題もあります。

こういう問題をさっき言いました基本的なものの考え方に立って、再整理をして行きたいと考えております。

以上です。

宮内議長 菱沼企画官、どうぞ。

菱沼企画官 神田主査担当分でございます。2点でございます。

1点は「金融サービス（投資）法制の横断化」ということで、資本市場を横断的にカバーできる投資者保護法制市場ルールを構築するということ。

もう一点、独占禁止法の関係でございますが、景品規制、それから不当廉売の規制について見直しをすべきという点でございます。

以上です。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは、次に外国人移入・在留につきまして、安居主査お願いいたします。

安居委員 私の方は「問題意識」のところでは大きくは2つございまして、1つは入ってきた外国人の人たちの日本における管理をどうするかと。それは管理というより、むしろ権限もきちんとエンジョイスしてもらって、義務も果たしてもらおうというような体制をつくる必要があるんじゃないかということと、それをベースにして、やはり日本に入ってくる人たちを増やしていく、この2つが大きな問題としてございまして、これはすぐはなかなか結論が出ないので2年ぐらいかけてやろうとしているわけですが、最初の方の日本に入ってくる外国人の方の管理というのをICカードを使って制度をつくろうじゃないかという動きが治安の方の絡みから出てきております。

ただ、今のまま行きますと、どちらかというと、法務省の中だけで完結するようなシステムになりかねませんので、この前、林審議官にもいろいろ御支援いただいて、今、法務省と話に入っております。法務省だけではなくて、例えば教育の問題ですとか、あるいは厚生労働の問題、いろんなものが絡みますので、各関係省が一緒になってその問題を解決できればなと思っています。ですから、これは大分時間のかかる話だと思っています。

もう一つ、実は目先の話として、今、話をしておりますが、先ほど経団連の方からもございましたが、海外の会社と日本の会社が例えば共同研究なんていう契約を結びまして、その海外の会社の人間が日本に来るといときの扱いはどうかという話なんですけれども、今の法律では90日以内の短期ビザで来るしかないということでございまして、これはちょっといかにも困るということで、何とかそこを外してほしいという話をしているんですけれども、法務省の方は長期ビザみたいなものを考えるかというところまで話があるん

ですが、この間、厚生労働省と話をしたら、とんでもない話になりまして、2人入れると、1人じゃだめだと。

何で2人かというと、1人は管理者だと、それが労働基準法を守るんだという何かものすごいおかしな話になってしまったものですから、そんなこと世界中どこにもないということで、今、やり出したところで、もう少し詰めますけれども、余りおかしな形になれば、具合悪いので、そのときは例えば本会議で公開討論していただくとか、あるいは上の方へディスカッションを上げていくとか、そういうことが要るかなと思っているんですが、それがまだこれからということでございます。ほかは、大体この前の話のとおりでございます。

以上です。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、個別重点検討分野に入ります。

まず、医療分野でございます。鈴木主査、お願いします。

鈴木議長代理 それでは、医療分野について説明します。

これももう何回も繰り返しましたので、くどいことは言いません。

1つは、医療機関情報の公開の義務化です。ポイントは、去年義務化すると言った話ですし、広告はネガティブリスト化するという基本は言いました。けれども、ただ言うだけでは進まないわけですから、だから何を義務的に公開するかという表がありますが、この表にありますようなものは義務化の対象にするということ、これがポイントです。

一番問題になりますのは、いわゆるアウトカムです。治療成績だとか、そういうものに対してどこまでこれを開示する義務を負わせることができるのかと、ここが焦点になってくると思います。

そのほかの問題については、その開示を現に行なっている病院もあることから大きな問題ではないが、アウトカムの問題が一番大きくなってくると思います。

もう一つ、大きな問題ではありませんが、明細付きの領収書の交付の義務化というもの。今、病院によっては明細がかなりはっきりしたものをくれる病院と、全部でまとめて幾らというので、簡略なものを1枚出してくれるところとか、いろいろあるわけですが、やはり患者の立場に立ったら、何にどれだけ使われたかという問題をはっきりすべきではないかという点です。

次に保険者機能の強化の問題ですが、保険者機能の強化の問題は、審査支払いが本来の保険者の機能に回復したのは、2001年ですが、5年経って1件も審査支払いを保険者自らがやったというケースはないわけです。

なぜないのかといたら、制度ができないようにできているからに尽きるわけですし、それは何かというと、本来の保険者の権能であったはずのものが復活したときに、医療機関の合意がないと直接審査はできないということにして、さっき言いました規制の見直しの中の典型例のような事態が発生しているからです。

そういうことであっては、医療機関が合意をするわけがないということですから、この

合意要件は外していく、あるいは何らかの形に変容しなければならない。特に薬局の場合には、その必要度は高いということから、この問題をはっきりさせていこうというのが基本です。

そうなりますと、紛争問題が起こってくるわけですし、今までの支払い基金は、ある程度紛争処理機能を持っておりましたが、今度は保険者と病院との間の直接の審査支払いということになりますと、起こり得る紛争に対して的確に公平にそれを処理するシステムが必要になってくるわけですから、そのシステムづくりをしようというのがポイントです。

そのほか、保険者に対しては、情報提供等のエージェントとしての機能をきっちり果たしてくださいとか、ディジーズ・マネジメントもきっちりやってくださいということも言っております。

それから、医療のIT化の加速ですが、これも長年やってきた問題ですが、IT化はする、何年までには何%、これはもう聞き飽きたほどやったわけですが、その年になるとそこまで行っていないということの繰り返しでしたので、何とかこれを実際にそこに到達するという具体的な手法を本年は持ち出したい。

早い話が請求ですから、請求の仕方というのは、金をもらう人が決めるのではなくて、金を払う人が決めるのが当たり前だから、オンラインで請求をしない人に対してはお金は払いませんと言ってしまうと、問題は解決するわけですが、厚生省の中にもいろんな議論があつて。これは数年間言い続けて来ましたが、今年は何とかそこまで行きたいと。

勿論、全員がオンライン請求できるわけではないから、その方に対しては特別の費用を頂戴するという制度設計すればよいのです。

カルテについても、EBMを進める上では、カルテ情報を電子化し、その情報を共有し、あるいは利用するということが重要ですから、これの電子化を促進したい。これについての理由等は省略します。

それから、医療機器の内外価格差の是正で、これも2001年に取り上げて、アメリカの10倍というのはひどいではないかということで、外国価格参照制度にしましたが、その制度によると、最高2倍までということになっている。2倍であるのもおかしいわけですが、しかし、とりあえず2倍までということは厳格に守ってもらうということが基本になっております。

それから、薬価制度の在り方について、今年も取り上げました。二面あつて、1つは日本の今の医療業界は、諸外国に比べたら非常に見劣りがする、余りにも小さなものが余りにもたくさんいて、開発力がなくて、国際競争で、吸収されてしまうという危機的な状況にあるということが言われています。そんな点もあつて、画期的新薬に対して、それ相応の目を注いで、それができるような環境づくりをする。それとともに、医療費抑制の観点から、ジェネリック、つまり特許切れの後にフォローして出てくる薬がほとんど使われていない、値段は安いのに、したがって保険財政にもよいが使われていない。これを何とか掘り起こすことはできないだろうか。この2点から考えてみたいと思っています。

それから「中央社会保険医療協議会」の在り方については、現在、有識者会議で議論されており、間もなく結論が出てくるかと思いますが、これに対して、私どもが先年来提言していたものと必ずしも同一のものが出てこない可能性がありますので、したがって再度我々としてはこういうものであるべきであるということを示していくということでありませ

す。
この答申が出たときの処理については、また当会議としては、希望していたことの幾つかのものは取り入れられるでしょうが、肝心の点が取り入れられないということになった場合には、当会議としてどのように対処するのかというのは、極めて重要な問題になってこようかと思いますが、仮定の問題については、その時点でということで申し上げておきたいと思

います。
それから、混合診療の解禁については、これは先年、村上大臣の御努力によって、一応緒に就いているわけです。これが健全で実効性あるものになっていくように、しっかり見守るとい

うのが今年の問題ではないかと思

います。もしそれがゆがんだ方向に行くならば、随時意見を提出して、その是正も要求するということになるわけでありませ

す。「(8) その他の課題」のところですけども、ではこれだけかと言ったら、そうではありません

ということとを言っているわけです。株式会社の医療経営の参入の問題、DRG-PPS等の包括払いの推進の問題、医薬品販売制度の見直しの問題、一般小売店で医薬品が医薬品として売られることを確保するという問題、それから、地域医療計画で急性期の病床規制をなくすという問題、あるいは医師の免許更新制の問題、これらの問題を我々は忘れて

いるわけではありませ

ん。したがって、秋場以降、これらの問題を取り上げることは大いにあり得べしということで付記しておきました。今年はず実務的な問題に中心を置いて、実務的な問題で動かなかったものを動かしてしまおうということを中心にしていこうと思

っております。
以上です。
宮内議長 ありがとうございます。
それでは、教育分野を草刈主査お願いします。
草刈総括主査 原さん、最初の冒頭のところをまとめて、ちょっと直したい点があるんですけども、後でいいのかな、そんなに複雑なことではないんですけども。

原企画官 はい。

草刈総括主査 それでは、教育のところの中間とりまとめですが、骨格は前と全く変わっていない。

ただ、少し補足した方がいいなというところ、それからもう一つは、この前2回ほど公開討論をやったんですが、一番最後にやったものが、誠に不毛な公開討論になってしまったので、やはり相当しつこく言わないと、文部科学省はわからないんじゃないかという部分もあって、それを追加したという程度でございます。

それで、追加した点だけちょっと申し上げますと、2ページ目の「1. 教員の質の向上

・多様化に向けた免許・採用制度の見直し」の「検討の方向性」というところで、真ん中辺で、いわゆる今の処遇制度というのは、公務員でもあり、極めてリジッドな形になっていると。

これでは、先生もやる気が出てこない。したがって、質の向上にもつながらないということなので、先生のやる気を引き出すような柔軟な処遇制度をやった方がいいということをやった方がよいということをやった方がよいということをやった方がよいということをやった方がよいことを4行ぐらい書いております。

次4ページ目「(3)教員養成専門職大学院修了者の免許・採用における優遇の排除」。これは、大学院をやる、やらないという議論もさることながら、そこで免許や採用において大学院修了者を入り口で優遇するという根拠の無い差別はやめるということですが、これももう少し詳しく書いた方がいいということで、追補いたしました。それから、もう一点だけですが、6ページ目の「(3)その他、学校選択を可能とするための制度整備」というところで、いわゆる学校選択をするといっても情報開示というものが伴わないと、学校選択をしようとしても、保護者あるいは児童・生徒に選択の情報がないというのではしょうがないので、更に細かにこんなことも含めて、できる限りの情報開示をすべきであるということを書いております。

あとは、全然変わっておりませんので、今日は説明を省略いたします。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは、農業・土地住宅分野を黒川主査お願いします。

南場委員 では、農業の方からお話します。農地と農協という2つの枠組みでやりますけれども、農地に関しましては、転用規制をきっちりとした上で、農地の所有や賃借は主体のたぐいにかかわらず、自由化するべきであるというのが基本的な考え方で、それによって意欲と能力と資力のある株式会社などの主体にどんどん参画してもらうということが主眼となっています。

文章については大きな変更はございません。

農協に関しては、ディスクロージャー及びガバナンスの強化と、広範な事業を行っている農協の在り方を見直して、金融事業と経済事業の分離分割も視野に競争促進策を施していくという考え方ですが、ここは1つ追加したことがございます。

8ページに補助金の情報提供体制の整備を付け加えました。

これは、制度的には農業に関する補助金は交付先が農協に限定されていることではないのですが、実態としては農協を経由して補助金にアクセスする場合は圧倒的で、それが農協の独占体制につながる一つの要素になっているということです。

その背景には、補助金の存在や、農協を経由しない受け取り方などが一般に理解しにくいということがあり、従って農業関係者に対して、補助金に対するアクセスの情報を広くインターネットなどを用いて公開していく、情報提供体制の整備の必要性を付け加えているものです。

あと大きな変更はありませんが、6ページの農協に関する「具体的施策」の中で、経営

に関する情報の正組合員以外への開示というところは、少し状況の認識が進みましたので、それに即した形で書き直しております。

以上です。

黒川委員 土地住宅の８ページの「検討の方向性」のところでは、地方分権が進んでいるお陰で、条例で地域での規制が加わるというケースが強くなっているのので、そのことを少し意識して、地域の住民だけではなくて、周辺の人たちの意見も反映されるようにという文章を方向性の中で書きました。

それから「具体的な施策」の中では、この間、国交省と議論している中で、１つは用途規制は合理的に行われていますということを示してくださいと。あちらも建築基準法と都市計画法の見直しに入っているのだから、そのプロセスの中で、合理的であるということを示すようなルール体系にしてほしいということの議論が進んでいます。

もう一つは、同じように議論の中で出てきたもので、密集市街地、住宅地の中で、建て替えがちとも進まないの、そこについては既存不適格な、建築基準法違反の建物については、それをうまく進めていくために、地域の人たちに貢献がある場合には、地域の合意を前提にして、建築規制などを緩めるような方向ということを考えてみましょうということで、これも国交省側で考えてくれる体制に入っていますということで、この部分を具体的な案に入れました。

以上です。

宮内議長 ありがとうございます。以上でございますが、私から１点申し上げたいと思います。

お手元の資料「『中間とりまとめ』における主要重点事項（案）」がございます。それをごらんいただければと思います。これにつきまして、御説明をさせていただきます。

この資料は、各委員の皆様にも事前に御確認をいただいておりますが、当会議として当面の最重点事項をとりまとめたものでございます。

これらの事項については、各主査を中心とした委員の皆さまにおかれまして、今後の各省折衝で特に力を入れて行っていただく事項として、各ワーキンググループで選定していただいたものでございます。中間とりまとめの公表時に重点事項として併せて公表してはどうかとも考えております。

その内容につきまして、井上参事官から御説明いただければと思います。

井上参事官 お時間の関係がございますので、詳しい内容は改めての御説明は省略させていただきますけれども、今、議長からございましたように、この２枚紙は各ワーキングで御検討いただいている事項のうち大玉であって、中間とりまとめまでの時点で各省折衝に特に力を入れて対応していただくものを整理をさせていただいたものでございます。

なお、例外的に通信と放送の項目の４番でございますが、これは鈴木代理から先ほど御説明があったように、あえて現段階では具体的施策を書き込まないという形にしておりまして、秋以降議論は本格化するものではございますけれども、これは外部からの関心とい

うのは、今の時点でも非常に高い項目でもあり、会議として取り上げないないかのような見せ方をすることは不適當であろうということで入れさせていただいておりまして、それ以外の項目につきましては、繰り返しになりますけれども、中間とりまとめの時点までに各省折衝で特に力を入れていただく事項を項目を絞って入れさせていただいているものでございます。

事前に委員の皆様にはごらんいただいておりますけれども、もし仮にここに載っていないもので、こういうものも大玉であって中間とりまとめまでに精力的にやってくんだといったような項目が、もしあるようでしたら御意見を賜われればと思います。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、これまでのすべての点につきまして、意見交換に入りたいと思います。御意見のある方、また御質問のある方はどうぞ。

八代総括主査 どうぞ。

八代総括主査 教育のところで、ちょっと教えていただきたいんですが、6ページから7ページの「具体的施策」で、今、特区と認められていて全国展開するというときに「速やかに全国展開を認めるべき」と書いてあるんですけれども、これはどこに対して要求されておられるのか。例えば相手省庁は文科省ですか、それとも特区室に対して言われるのか。

というのは、どっちみち17年度下半期にこれらの特区の全国展開の是非についての評価をすることになっているわけで、それで17年度中結論というのは、予定どおりやれということの意味なのかということが第1点。

あと、土地住宅について、今、黒川さんの方から自治体が勝手な上乘せ規制をしているのでやめてくれということですが、これは総務省に対して言われるわけですか、それとも各自治体に対して言われるのか、ちょっと相手先がやや不明な点が幾つかあったので教えていただきたいと思います。

草刈総括主査 最初のものですが「(1)株式会社による学校設置事業の全国化」のところよろしいですか。

八代総括主査 はい、どちらでも結構です。

草刈総括主査 「3.多様な教育主体の参入の促進」というところは、今年の後半のテーマと考えていますが、もし書き方が判りにくいければ直したほうが良いと思うんですけれども、福井先生ご意見ありますか。

八代総括主査 それと、どっちみちそれをやることが予定されているので、結論という意味はどういうことなのかということです。

福井専門委員 名あて人は、恐らく一義的には文科省だと思います。もう一つ、結論を得るといっても、ニュアンスとしては全部全国展開してね、という趣旨ですので、そういうことがわかるように、場合によっては書き直した方がいいのかもしれないですね。

草刈総括主査 はい、ちょっとわかりやすく書き直すようにします。

もう一つは黒川先生でしたか。

黒川委員 土地住宅の方では、ここの検討の方向性の中にも少し書いてあるんですが、国と地方の関係を国の側から適切に指示できるような、とりわけ広域の調整ができるようなルールをきちんと考えてくださいということが前提で、国の側にもしているという状態です。

八代総括主査 総務省にということですね。

黒川委員 そうです。

福井専門委員 国土交通省と両方あるのじゃないでしょうか。

黒川委員 そうですね。総務省の側のことは一度も考えていなかったですね。わかりました。

福井専門委員 国の所掌している都市計画とか、建築規制だと多くは国交省ですし、もう少し一般的な制度だと総務省という分類になるのではないかと思います。

宮内議長 原委員どうぞ。

原委員 時間がないところで恐縮ですが、「市場化テスト」なんですけれども、今回第三者機関というのが非常にクローズアップされて、この位置づけが大きいということなんです。この第三者機関が8ページと13ページに詳しく書かれているんですが、8ページは「中立的かつ強力な」と書かれていて、13ページは「民間人を中心とした専門性の高い優秀なスタッフ」となっているんですが、これがどこに置かれるのか、非常に独立性を持った存在であるわけなんですけれども、内閣府の下に置かれるのかどうかと、そのところのポジションがちょっとわかりにくいので、どこか書いてあれば大変恐縮ですけれども、お願いしたいと思います。

それから「2. 生活・ビジネスインフラの競争促進」のところの2ページで「2. 独占禁止法違反行為への厳正、迅速な対応」のところの後段に、前々回ですか、ちょっと議論になりました景表法と不当廉売の話が書いてあるんですが、検討の方向性の結語が「廃止すべき」となっていて「具体的施策」の方は「見直しをすべきである」と書かれておりました。私としては「検討の方向性」のところは廃止ではなくて見直しという言葉に置き換えておいていただいた方が議論をしやすいと思っております。

実は問題は、景表法はありますけれども、不当廉売は不公正な取引方法の1つということになっておまして、不公正の取引方法が今の実態に合っているのかどうかという全体の見直しなんだろうと思っておりますので、そのことは現行の法制にも見直しすべき点がないわけではないという真ん中の段落の結語ははなっているんですが、「検討の方向性」の結語のところを見直しとしていただきたいと思います。

もう一点簡単なことなんです。「3 外国人移入・在留」のところなんです。3ページから4ページにかけて、ちょっとどちらに入るのかわからないんですが、専門的・技術的分野における外国人労働者の扱い、海外企業との関連になるかどうかはわかりませんが、先日、メディア芸術分野の方とお話をする機会がありまして、ここは介護福祉士の

話だけが特徴的に書かれておりますが、何かメディア芸術分野でも非常に優秀な外国人の方をもう少し長期に在留が認められないかなというお話もお聞きしましたので、また事例としてお持ちいたしますけれども、少し検討で加えていただけたらと思います。

以上です。

宮内議長 何かございますか。

安居委員 今の外国人の高度専門技術という部分ですが、業種をとにかく増やしていこうということで、今、話をやり出していますので、もし具体的な何かがございますたら、できたらちょっとメモでもいただければ、それをまたお話しいたします

宮内議長 八代総括主査、どうぞ。

八代総括主査 今の原委員からの御質問については、ワーキンググループで内閣府において、しかも「規制改革・民間開放推進会議」とある意味で密接な連携を保って第三者機関が機能すると、そういうようなイメージでございますので、当然内閣府に置かれるということです。確かにその点は書いてありませんので、そこはちゃんと明確にしたいと思います。 宮内議長 白石委員、どうぞ。

白石委員 お時間がございませんので、また別の機会にでもお教えいただければと思いますけれども、門外漢でございますので「市場化テスト」について少し御質問をさせていただきたいんですが、先ほど経団連の立花さんから「市場化テスト」について可能な限り幅広い公共サービスを「市場化テスト」でやってほしいという御要望がございました。

今回、民間から受け付けた中で、141 件 26 の主体から御応募があったということが、P14 の表に示されておりますが、結果として、3 分野 8 事業をモデルとしてまずおやりになるということで、私は印象論で申し上げて非常に恐縮なんですけれども、鈴木主査の下で担当させていただいております、官業民営化と若干似ているような気がするんです。

そのときに、私は全体の規制改革があって、そこが進まないところを特区でやっていったように、非常に似ているけれども、そこは非なるものではないかなと思うんです。

今後募集をかけていくときに、「市場化テスト」でやるものと、官業民営化の中でやるものというのは、どういうふうに整理をつけると考えていけばよろしいのか、八代主査の方でもしお考えがあったらお示しいただきたいと思います。

今日、お時間がもしなければ、別の機会にレクをお願いできればと思います。

宮内議長 1 分間くらいでお願いできますか。

八代主査 はい、1 分間で。

基本的にそれは「市場化テスト」で対応するものは「市場化テスト」で、「市場化テスト」するまでもなく民間開放するというものはそのまま官業民営化という形で、どちらにしても効率的なやり方を進めるということで、別に仕事を奪い合うようなことはいたしませんので、どっちかで結構ですということでもあります。一体的にやるということです。

宮内議長 本田委員、どうぞ。

本田委員 「市場化テスト」すが、本日、経団連の方からも強く 9 月の本部で是非取っ

てほしいというお話が出ておりました。中間とりまとめでは、現在のところ、14ページに「規制改革・民間開放本部 決定（予定）」という表記に、とどまっているわけでございます。ここをちょっと踏み込んで書くかどうかを、もう少し検討すべきではないのでしょうか。八代主査はどういうお考えか聞かせていただければと思います。

八代総括主査 どうもありがとうございました。まさにそこがある意味で非常に大きなポイントでありまして、9月にとにかくできるだけ多くのものを決定するということは基本的に合意を得ているわけですし、ただそれを書くことによって、かえってそれが難しくならないかどうかという懸念でありまして、そういう意味で、本日は口頭での説明にとどめているわけでありまして、特に御異議もないわけですから、基本的にそういう方向で了承されたものと私は理解しております。

草刈総括主査 今の話ですが、おっしゃる意味は大変よくわかるので、そんなにしつこくここで書くのは得策でないというのはわかるんですが、その覚悟でやらないとだめだと思いますよ。

本田委員 やはり会議の熱い思いを一つ書くという非常に書生的な意見で僭越ではございますけれども、そういうことも考えてはいかがかなと思っている次第でございます。

八代総括主査 これは余り本質論というよりは、むしろ戦術論でありまして、もし書いた方がいいという御意見であれば、当然書いた方がいいと思います。

河室長 若干事務局として補足させていただきますが、2つのことを考えるべきだと思います。

1つはワーキンググループでこれまでやってきていただいたことをきちんと表現すると。これらについては、それぞれの場で御了解いただいたものを表現するような文案を事務局としては書かせていただいたつもりであります。

もう一つは、今後のスケジュールについては、基本的に、今、私どもが行うべきことは、我々がどういう歩み方をするかということと、それに対して世の中に対してどうアピールしていくかということだと思いますが、アピールのことについては、これまでの御議論を踏まえて、かなり大胆なことをお書きいただいたと私は思っております。

我々がどう歩むかということは、我々の問題でありますので、そこについてはこれからまたワーキングの先生たち、あるいはこの会議の御指導をいただきながら、我々も一生懸命やっていきたいと思うわけでありまして、むしろそういう形でこういう歩み方をしたいというのは、熱い思いというよりも、むしろ自分たちのこれからの歩み方を限定するという考え方になるのではないかと思います。私ども事務局としてはこういう案が適切であると考えました。

宮内議長 志太委員、どうぞ。

志太委員 先ほどの白石さんのおっしゃったことなんですけれども、「市場化テスト」とそれからアウトソーシングですか、そこらのところは提案する方々はどっちなのかわからないんです。また書き方も非常に難しいわけです。「市場化テスト」ということは、や

はり官を通して出す場合にはなかなか出しにくい問題もあります。

ですから、そこらのところを何か明解にさせていただくことが提案も出しやすいんじゃないかと思うんですけれども、そういうことはできないものなんではないでしょうか。

そういうことをおっしゃったんですね。

白石委員 そうです。「市場化テスト」はもっと大物じゃないかなと、アジとかサバではなくクジラではないかと思っていたので、割と大小いろいろ違うものが入っていたような印象を受けたんですが。

草刈総括主査 これはそこに余り書いていないというか、書かない方がいいのかもしれないんですけれども、十何人規模の事務局を整備して法律をつくって、第三者機関という言葉を使えば防衛装置みたいなものをきちんと用意してやるわけですから、当然大きなものもできるようにしないと具合が悪いと理解をしているわけです。さっき八代さんが言われたことは、おのずとそれは分明されてくるという趣旨だと理解をしている。ただ、具体的な採り上げ方に関してはちょっと作戦的なものはあるかもしれませんが、あなたの理解でいいんじゃないかと思います。

八代総括主査 今の点につきましては、基本的に民間提案にすべて従うのではなくて、民間提案を踏まえつつ、こちらの方で仕分けするというイメージです。その際、大きなものを「市場化テスト」にするかどうかというやり方もあるかと思いますが、そこはこちらで主体的に判断したいということ。

それで、決めていただきたいのは、今のスケジュールの点でありまして、今、河室長が説明していただきましたように、我々自身が決めることを書く必要があるのかどうかということと、一方で先ほど経団連の立花理事から言われたように、それは世の中に知らしめるという意味がある。ただ世の中に知らしめると味方も増えるけれども敵も増えるということでありまして、書くと手足を縛られてしまうわけですが、その代わりブレッジの意味があると、どっちを評価するかというのは、かなり難しい問題でありまして、これはワーキンググループでも議論したわけですが、ちょっと明解な結論は出なかったわけですので、ちょっとここで決めていただければと思っております。

草刈総括主査 多数決で決めたりするような性格のものではないので、この前も基本的には八代先生に御一任しましょうということだったわけです。先ほどの河室長のご説明をミニマムとして、あとは非常に大きな方向の話だから、宮内議長と八代先生に御一任するしかないとは私は思っております。

宮内議長 皆様方、そういうお考えでありましたら、私の考えを述べさせていただきます。私は「市場化テスト」というのは非常に大きなテーマではありますが、まさに横断的な制度をつくるということが一番重要なことだと思います。その制度ができれば、それをどのように利用するかということについてはいろいろなやり方がある。しかし、制度ができない限り何もできないということになるんじゃないかと思います。それで、私は何が何でもこの制度をつくるように動いてほしいなと思います。

そういう中で、さて中間とりまとめにどこまで書くかということについては、覚悟さえあれば書きぶりはいろいろあるわけですが、私の今の判断としましては、このところは事務局のお考えに沿っていくのがよいかと思えます。

といいますのは、これから各省庁を相手にするという場面も出てくると思えますけれども、皆様方のお考えがきっちり胸の中にあるということさえ確認できれば、ここはやはり河室長のおっしゃるところが、中間とりまとめの落としどころかなというのが、今の判断です。

いかがでしょうか。そういう形で、また八代総括主査とも知恵を絞りますが、この点につきましては、お任せいただくということで引き取らせていただければと思えます。

あと、よろしゅうございましょうか。

それでは、いろいろ御意見も出ましたが、本日御意見を承った部分については、本日のプレゼンから若干訂正もさせていただくということで、これから各関係省庁とのできるだけの合意を得るべき協議を進めていただきたいと思います。29日に中間とりまとめという形で決定するわけでございます。

最後に一点だけお聞きいただければと思えます。各省と合意が得られない部分につきましても、やはり論点を明確にしておくことが重要でございます。

したがって「検討の方向性」「具体的施策」の部分につきまして、各省とこのところで意見が異なるという点につきましては、昨年と同じような方法で中間とりまとめに対する関係府省の意見と、これに対する推進会議の見解ということで、別紙に両方の考え方を対比して書くことにしまして、各省と合意ができていない部分を明確にする。そして各省の主張に対する当会議のスタンスを明らかにするというようにしたいと考えております。

そういうスタイルを頭に入れながら、是非よろしくお願ひしたいと思えますが、最終的な文案につきましては、今の「市場化テスト」と同じように、最終的に各主査と私とで協議させていただきまして、まとめさせていただくということで、是非御了承を賜りたいと思えます。

勿論、状況につきましては、随時事務局を通じまして各委員、専門委員の皆様方に御連絡を差し上げるということは欠かさないようにしたいと思えます。

以上の調整を経まして、29日に中間とりまとめということでございます。本年度の答申をつくるまでの最初の山場が中間とりまとめでございますので、皆様方に、一層奮励努力されることをお願い申し上げます。暑い中でございますけれども、よろしくお願ひ申し上げたいと思えます。

それでは、最後に事務局からお願いいたします。

井上参事官 お手元に厚い冊子で「規制改革・民間開放推進3か年計画等のフォローアップ結果」という500ページほどの冊子をお配りしておりますけれども、実は3か年計画の中で、計画に示された事項について内閣府はフォローアップをし、会議に報告し、公表

するということになっておりまして、それが今日まとまりましたので報告させていただき、後ほどホームページにもアップをしたいと考えております。

それで、以前に会議で御議論がありましたけれども、計画で定められた措置について、ちゃんと各省はやっているのか、きちんとチェックすべきじゃないかと。それで問題があれば更に取組みをしていくべきではないかということで御議論がございましたけれども、その際の基礎資料として、3か年計画の中には措置済みとか、一部措置済みといったことしか入っておりませんが、具体的にどういう措置が何省において行われたのかということを整理をしておりますので、もし後日御関心のところでこの措置についてもう少し実際の現物の発表資料を見せるといったようなところがございましたら、おっしゃっていただければ、各省からエビデンスを取りながら整理をしておりますので、御指示いただければと思います。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。あと何かございますでしょうか。

鈴木議長代理 今日の新聞に書いてありましたが、お酒の需給調整規制が臨時特別措置法で1年間の特例措置になっているわけですね。それを延ばすという案があるのですが、これはいろいろな経緯があったのですが、あれをずるずると延ばされると、需給調整規制の廃止というのに対して影響してくるから、どなたか、取り上げてみたらと思いますが、ということをちょっと申し上げて、問題提起しておきます。

宮内議長 問題提起については承知いたしました。これは前会議からの持ち越しのテーマでございますので、事情をよく知っておられます鈴木議長代理に何としてもお願いしたい。

鈴木議長代理 できたらどなたか・・・。

宮内議長 やってくださいよ。本件につきましては前身からの委員の間でちょっと協議させていただくということで引き取らせていただきます。

それでは、次回は7月29日、3時から3時45分で中間とりまとめを決定するという事にさせていただきたいと思っております。詳細につきましては、事務局より後ほど御連絡をさせていただきます。

それから、中間とりまとめの案文、本日の主要重点検討事項につきましては非公表でございますので、取扱いに御留意をいただきたいと思います。

本日の会議の様子は、これから記者会見をいたします。本日は時間が30分遅くなりましたが、ありがとうございます。

以上をもちまして終了いたします。